

第4章

健康・福祉の志

一人と命を大切にする



4-1 健康づくりの推進

(1) 健康づくりの推進

基本方針

市民が生涯を通じて健康づくりに取り組み、だれもが元気に暮らせるまちをめざし健康志摩21計画をはじめとする各種計画に基づき、食・運動・歯の健康・こころの健康などの分野に関し取り組みを進め、生活習慣病予防等を推進します。また、健やか親子の推進による子育て支援、精神保健対策や感染症対策など、それぞれの分野における保健施策を推進します。

現状と課題

- 「人が元氣、まちが元氣、イキイキと健やかに暮らせるまち」をめざすため、平成19年度に市民との協働により志摩市健康増進計画「健康志摩21」を策定し、計画に基づいて推進しています。今後もこの計画に基づき、子どもから高齢者まで生涯を通じた健康づくりが必要となっています。また、高齢者をはじめ、市民の健康増進、生きがいつくりのために温泉の活用を検討する必要があります。
- 生活習慣病予防のため、健康診査、がん検診等を実施し、健診後の保健指導や事後フォローを病院等と連携のもと実施しています。しかし、受診率は低下傾向にあるため、向上のための取り組みが求められています。
- 歯の健康づくりネットワーク会議を設置し、地域の関係機関等と連携を図り、歯科保健対策を計画的に推進しています。現在、保育所・幼稚園における子どものむし歯予防を重点的に推進していますが、生涯を通じて各ライフステージの歯および口腔の健康を保つため、大人に対する歯周疾患予防にも力を入れていく必要があります。
- 家庭、学校、保育所、地域等が連携して食育を推進するため、平成19年度において庁内に食育推進担当者会議を設置しました。今後、志摩市食育推進計画を策定し、取り組みを進めることが必要となります。
- こころの健康づくりとして、こころの健康づくりリスナー養成研修、フォローアップ研修、活動支援を実施していますが、こころの健康を保つ生活支援やこころの病気の早期対応など、さらなる支援策が必要となっています。

- 本市は県内でも自殺者数割合が高いため、市民が自殺予防のために必要な精神保健の知識を得て、適切に対応できるように対策を実施しています。今後は、関係機関との連携を強化し、総合的な自殺予防対策の充実を図ることが必要です。
- 子育て支援の強化推進としては、志摩市乳幼児健やかネットワークを設置し、関係機関等と連携して、子どもの健康づくりを推進しています。今後は、乳幼児健診委員会などの機会を利用して、子どもの健康管理と健康支援のネットワーク化を図るとともに、障がい等の早期発見や保護者の育児不安の軽減に努めることが必要となっています。
- 健康危機管理対策においては、新型インフルエンザなどの感染症等健康危機管理ネットワークを設置し、健康危機管理事業の体制を整備しています。今後は、体制の充実強化を図るため、連携を強化するとともに、研修、訓練等により健康危機管理のための人材育成を進める必要があります。

成果指標と目標値

成果指標	H21（現状値）	H27（5年後）
健康志摩21計画の各指標の達成度	69.2%	100%
自殺者数割合（人口10万対）	33.2人 （H15～19年累計）	20人 （H21～25年累計）
幼児（1歳6か月・3歳）健診受診率	96.3%	100%
幼児歯科健診受診率	86.8%	95%
赤ちゃん訪問（全戸訪問）率	85.6%	100%

今後の取り組み（行政の取り組み）

主な施策	施策内容	担当課
①生涯を通じた健康づくりの推進	①ー1 健康志摩21計画の推進	健康推進課 スポーツ 食育課
	・計画に沿った取り組みの評価を行い、計画の着実な推進を図ります。また、社会状況の変化などに対応するため、必要に応じて見直しを行います。	
	①ー2 主体的な健康づくり運動推進のための支援	
	・健康づくりに関する情報の発信、世代や市民の特性に応じた健康づくりの推進、各健康づくりボランティア間の連携を促進します。	
	①ー3 生活習慣病予防の推進	
	・各種健診（検診）の充実と受診率向上に向けた取り組みを実施し、生活習慣病予防を推進します。	
	①ー4 適切なう歯、歯周病予防の推進	
	・各ライフステージに応じた歯科保健対策を推進し、フッ化物洗口などフッ化物を利用したむし歯予防、大人の歯周疾患予防を推進します。	
	①ー5 食育推進計画の策定	
	・食育基本法に基づき、本市の食育の推進に関する取り組みを総合的かつ計画的に進めるため、関係各課と連携しながら食育推進計画を策定し、計画に沿った取り組みを推進します。	



主な施策	施策内容	担当課
②こころの健康づくりの推進	②－１ こころの健康づくり	健康推進課
	・こころの健康づくりリスナーの活動など市民と協働し、さまざまな相談の機会や場所を充実させ、また、こころの健康づくりに関する情報を提供することにより周知・啓発に努めます。	
	②－２ 精神保健対策の充実	
	・精神保健に関する情報提供や精神保健講演会等の開催により、精神保健に関する知識等の普及啓発を図り、地域に根ざした活動のあり方を検討しながら、精神障がい者の社会復帰までの一貫した支援に努めます。	
③子育て支援の強化推進	②－３ 自殺予防対策事業の推進	健康推進課
	・関係機関と連携して自殺予防対策研修を実施するとともに、相談窓口の周知など自殺予防に必要な情報の提供や周知啓発に努めます。 ・関係機関と連携し情報の共有を図り、自殺予防対策について検討します。	
④感染症対策の推進	③－１ 健やか親子の推進	健康推進課
	・赤ちゃん訪問（生後4か月未満）や乳幼児健康相談、1歳6か月・3歳児健康診査の内容充実を図り、保護者の育児不安の軽減に努めるとともに、子どもの健全育成を支援し、心豊かに子育てできるよう親子への支援を行います。また、乳幼児健診による発達障がい等の早期発見や、育児力の向上を支援します。	
④感染症対策の推進	④－１ 健康危機管理の充実	健康推進課
	・感染症等健康危機管理ネットワーク会議等を開催し、関係機関との連携を図り、新型インフルエンザ等の発生予防に努めます。 ・感染症が発生した場合には、その流行状況に対応した組織体制を整備するとともに、まん延の恐れがある場合には市民への適切な情報提供および相談窓口の体制を強化し、健康危機管理を充実させます。	

4-2 医療体制の充実

(1) 地域医療・救急医療体制の充実

基本方針

地域医療・救急医療体制を充実させ、安全・安心に暮らせるまちをつくるため、医師不足の解消や適正受診の促進による地域医療を支える環境づくりをはじめ、県立志摩病院、医師会等関係機関との連携により、救急医療体制や休日応急診療の充実を図ります。また、地域医療を持続させるため、市民病院の経営の健全化に努めます。

現状と課題

- 県立志摩病院では、小児科、内科、産婦人科において、二次救急の縮小や入院体制の縮小、休止など、相次いで医療体制が後退し、市民の安全・安心な医療の確保が困難となっています。そのため、医師の確保に向け、医師研究資金貸与制度の活用により対象医師の拡充を図るなど、取り組みを進めていくことが求められています。また、市民病院においては関連大学病院等とのつながりを密にし、勤務医師や代務医師の派遣についての協力体制を構築するとともに、勤務医師の労働環境を改善していくことが必要です。
- 市民活動団体である志摩地域医療を考える会と市との協働により、地域医療を守るまちづくりを推進しています。今後は市民に対し、医療の現状と適正受診についての啓発活動を具体的に推進していく必要があります。
- 休日・夜間等における急病患者的の応急処置を行うため、県志摩庁舎2階を借用し、志摩医師会の医師および鳥羽志摩薬剤師会の薬剤師が当番制で対応しています。今後も休日・夜間等の応急診療体制のより一層の充実が求められています。
- 病院運営協議会を開催し、医師会の代表、地域住民の代表等により意見交換を行っています。今後、さらに経営改善に向けて病院事業改革プランに基づき、取り組む必要があります。
- 浜島診療所は、施設や設備機器の老朽化が進行し、低地のため浸水被害の恐れもあり早期の対応が必要となっています。今後は、住民が身近な地域で適切な医療が受けられるよう、快適な医療環境の整備に努める必要があります。

成果指標と目標値

成果指標	H21（現状値）	H27（5年後）
勤務医師数※	8人	10人
夜間の一次救急診療の確保	週6日	週7日

※ 勤務医師数：常勤医師として診療に従事する医師数。

今後の取り組み（行政の取り組み）

主な施策	施策内容	担当課
①地域医療・救急医療体制の充実	①－1 医師不足の解消 ・大学病院への訪問や医師および代務医師派遣依頼を行うとともに、医師の労働環境の改善を行います。 ・志摩市出身の医師や大学病院との連携により、医師の確保を図り、新規の大学病院との関係構築を図ります。	病院事業部 健康推進課
	①－2 地域医療を支えるまちづくり ・志摩地域医療を考える会と協働し、適正受診の推進など、地域医療を支えるまちづくりを展開します。 ・初期医療を重視し、かかりつけ医の定着・普及を図ります。	
	①－3 医療機関の機能分担と連携強化 ・一次医療、急性期医療、慢性期医療と各医療機関の機能分担を図りましたが、志摩病院の診療体制が変更されたことから、医療機関の機能分担の再構築を図り、連携強化に努めます。	
	①－4 救急医療体制の充実 ・市民病院、志摩病院、医師会等関係機関との連携により、一次および二次救急医療体制の充実を図ります。	
	①－5 休日応急診療の充実 ・医師会、薬剤師会等の関係機関と連携をとりながら、休日・夜間の応急診療体制の充実を図ります。	
	①－6 病院事業の経営の健全化 ・資金不足比率 20 パーセント以下を目標に、病院事業改革プランに基づき、医療機器の買換えや施設修繕等を計画的に行い、経営改善に取り組みます。	

主な施策	施策内容	担当課
①地域医療・救急医療体制の充実	①－7 浜島地区の医療体制の充実	病院事業部 健康推進課
	・充実・安定した医療の供給を図るため、浜島診療所の施設および設備の整備・改善を進め、住民が安心して暮らすことができるよう、浜島地区の医療体制の充実に努めます。	

ワークショップからの意見

市民・地域の取り組み

- 医師との信頼関係をつくりましょう。
- 病院へのかかり方や、適正な受診のあり方を考えましょう。
- 医療について、問題意識を持ちましょう。
- 健康づくりに取り組みましょう。

協働による取り組み

- 病院を存続させるための働きかけを行いましょう。



4-3 福祉の充実

(1) 地域福祉の充実

基本方針

だれもが安心して暮らすことのできる地域づくりをめざすため、志摩市地域福祉計画に基づき、地域福祉行政を推進します。また、市民の自発的な活動やボランティア、NPO法人等の活動を支援し、地域で支え合い、助け合い、人として尊重されるまちづくりを推進します。

現状と課題

- 志摩市地域福祉計画に基づき、市民、事業者、行政が協働で総合的に取り組むとともに、だれもが生涯を通じて安心して暮らすことのできる志摩市の実現に向けて取り組んでいます。今後は、計画の進捗状況を把握し、内容の見直しを行いながら事業展開していく必要があります。
- 本市は市域が広く、集落が散在しているため、各地域における支え合いのしくみづくりや自主的なボランティア活動に携わる人材の育成がこれまで以上に重要となってきます。今後も市民の福祉活動への参加促進や社会福祉協議会の機能強化、地域福祉活動団体やボランティア団体、地区福祉委員会等の育成など、地域福祉を推進していくうえでの基盤となる体制づくりが求められています。
- 高齢化率が30パーセントを超え、認知症高齢者の増加や障がい者の自立に向けた取り組みの進展にともない、成年後見制度への関心は年々高まっています。認知症高齢者や障がい者の方々が安心して暮らすことのできる地域づくりのため、権利擁護を考える機会の提供や成年後見制度の説明会や相談会を継続的に開催する必要があります。
- 地域福祉という意識は徐々に浸透しつつありますが、引き続き意識啓発等を行っていくことが求められています。また、次世代を担う子どもたちの福祉のこころの醸成や、安全で快適に暮らせるまちづくりや社会のしくみづくりに向け、取り組みを続けていく必要があります。

成果指標と目標値

成果指標	H21（現状値）	H27（5年後）
民生委員児童委員の研修参加者数	276人／年	550人／年
成年後見制度説明会や相談会の参加者数	163人／年	200人／年
ふくしボランティア助成事業件数（小中学生対象）	2件／年	10件／年

今後の取り組み（行政の取り組み）

主な施策	施策内容	担当課
①地域福祉計画の見直し・展開	①－1 地域福祉計画の見直し・展開 ・地域福祉計画の進捗状況を把握し、内容を見直しながら、事業を展開します。あわせて、地域福祉型福祉サービス、事業の普及・展開を図ります。	地域福祉課
	②－1 地域福祉推進活動団体・ボランティア等の育成・支援 ・地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会などの活動を支援します。 ・地域福祉活動団体やボランティア、地区福祉委員会等の育成について、社会福祉協議会等と連携しながら支援します。 ・ボランティア等の自主的な活動を支援しながら、活動者の交流を進め、市民活動が有機的につながるネットワークづくりを支援します。 ・隣近所のつきあいを見直し、小さな困りごとは自治会や小グループで助け合う「お手伝い仲間」のしくみづくりを推進します。	
②地域福祉推進体制の整備	②－2 地域福祉センターの活用 ・地域福祉活動の拠点として福祉サービス等を実施することにより、市民の福祉の増進および福祉意識の高揚を図ります。	地域福祉課
	②－3 民生委員児童委員の資質向上 ・民生委員児童委員協議会での自主的な研修会事業や地域福祉活動等を推進するための支援を行い、資質の向上を図ります。	

主な施策	施策内容	担当課
③福祉のまちづくりの推進	③－１ 権利擁護の推進	地域福祉課 ふくし総合支援室
	・ 成年後見制度の活用を促進するため、説明会や相談会を継続的に開催します。 ・ 権利擁護を考える研修会など、高齢者の権利擁護が推進されるよう、意識の醸成や人材育成に努めます。	
	③－２ 福祉のこころの醸成 ・ 市民に広く福祉の意識が浸透するよう、あらゆる機会をとらえて啓発等を行い、福祉のこころの醸成を図ります。 ・ ふくしボランティアを養成するため、次世代を担う子どもたちを対象に家庭、学校、地域などの場において、すべての人を尊重する意識を醸成するための支援を行います。 ・ 障がいの有無や年齢などにかかわらず、安全で快適に暮らせるまちづくりや社会のしくみづくり、ものづくりなどに取り組んでいけるよう、ユニバーサルデザインの普及を図ります。	

ワークショップからの意見

市民・地域の取り組み

- 交流の場や機会をつくりましょう。
- 声かけを行い、つながりをつくりましょう。
- 自主的にボランティア等の活動に参加しましょう。

協働による取り組み

- ボランティアを育成し、活動への参加を促進しましょう。
- 情報の発信・収集を行いましょう。



(2) 高齢者福祉の充実

基本方針

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で元気に暮らすことができるよう、介護保険事業計画及び高齢者福祉計画に基づき、施策や事業を展開するとともに、介護予防事業や生きがいづくり対策などを推進します。また、介護保険サービスについては必要に応じて適切な提供に努めます。

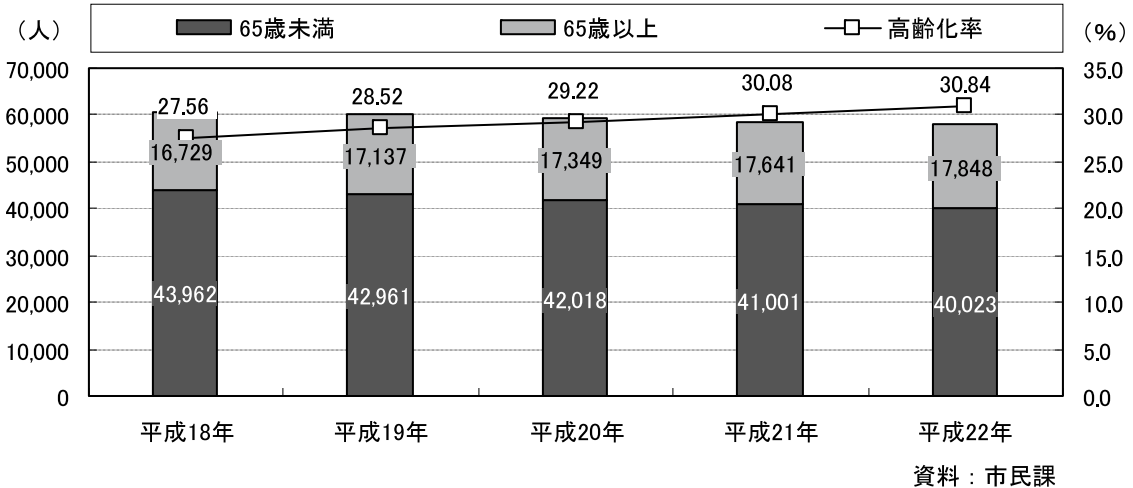
現状と課題

- 平成 20 年度には、平成 21 年度から平成 23 年度までを計画期間とした志摩市第4期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画を策定し、現在さまざまな事業に取り組んでいます。
今後は、計画の進捗状況を把握し、内容を見直しながら事業を展開することが必要です。
- 平成 21 年度末の高齢者人口は 17,848 人、高齢化率は 30.84 パーセントであり、高齢化が進行しています。要支援、要介護認定者数の増加の抑制と生活機能が自立し、生きがいにあふれた活動的な高齢者を増やしていくことをめざし、より効果的な介護予防事業の推進が最も重要になっています。
- 高齢者の閉じこもり等への対応が必要度を増し、その対応を傾聴ボランティアが担っています。今後も需要が高まるなか、養成講座やスキルアップ研修会を継続実施し、支援者（ボランティア）を増やしていく必要があります。また、いきいきサロンの活動は一部のボランティアが担っていますが、今後、さらに活動を活発にしていくために支援者（ボランティア）を増やしていく必要があります。
- 高齢者等への虐待を早期発見するため、「志摩市あんしん見守りネットワーク」などを活用した取り組みを行っています。今後も虐待防止のための啓発や見守り協力員による虐待の早期発見などの取り組みを進め、虐待防止や対応を図ることが必要となっています。
- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、地域全体で支えていくため在宅福祉施策の推進に加え、民生委員や社会福祉協議会等との連携を図っていくとともに、社会参加、生きがいづくり活動など、福祉の枠を超えた連携やしくみづくりが必要となっています。
- 認知症の正しい理解と虐待防止のため、認知症ケア研修会や認知症キャラバンメイトによる活動、認知症サポーター養成研修、認知症キッズサポーター養成を実施していますが、今後も高齢化の進行が予想されることから、さらに支援者を増やす必要があります。
- お達者サポーターによる認知症予防事業を展開しており、認知症予防リーダーや早期発見役として活

動できるようにフォローアップ研修やスキルアップ研修等を実施しています。今後も継続的に支援を行うことにより資質の向上に努めるとともに、自治会等関係団体（者）とのネットワーク化を図り、地域で効率的な支援体制を整備する必要があります。

■ 65 歳以上人口の推移

(毎年 3 月 31 日現在)



■ ひとり暮らし高齢者の状況

(毎年 3 月 31 日現在) (単位：人、%)

		平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
浜 島 町	総人口	5,634	5,517	5,379	5,272	5,210
	ひとり暮らし高齢者	245	258	279	298	327
	独居率	4.35	4.68	5.19	5.65	6.28
大 王 町	総人口	8,287	8,090	7,924	7,776	7,684
	ひとり暮らし高齢者	555	592	618	670	745
	独居率	6.70	7.32	7.80	8.62	9.70
志 摩 町	総人口	14,062	13,837	13,537	13,305	13,027
	ひとり暮らし高齢者	640	691	713	751	801
	独居率	4.55	4.99	5.27	5.64	6.15
阿 児 町	総人口	23,504	23,557	23,544	23,452	23,229
	ひとり暮らし高齢者	937	997	1,054	1,145	1,199
	独居率	3.99	4.23	4.48	4.88	5.16
磯 部 町	総人口	9,204	9,097	8,983	8,837	8,721
	ひとり暮らし高齢者	402	407	437	463	504
	独居率	4.37	4.47	4.86	5.24	5.78
計	総人口	60,691	60,098	59,367	58,642	57,871
	ひとり暮らし高齢者	2,779	2,945	3,101	3,327	3,576
	独居率	4.58	4.90	5.22	5.67	6.18

資料：市民課

■要介護（要支援）年度別認定者数の推移

（単位：人）

		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
平成 17 年度	第1号被保険者	135		825	352	402	339	266	2,319
	第2号被保険者	3		28	13	19	12	15	90
	総 数	138		853	365	421	351	281	2,409
平成 18 年度	第1号被保険者	83	291	459	432	479	371	293	2,408
	第2号被保険者	0	10	11	18	24	14	15	92
	総 数	83	301	470	450	503	385	308	2,500
平成 19 年度	第1号被保険者	60	328	337	577	543	356	288	2,489
	第2号被保険者	0	10	6	24	26	12	12	90
	総 数	60	338	343	601	569	368	300	2,579
平成 20 年度	第1号被保険者	61	300	322	638	583	360	295	2,559
	第2号被保険者	0	11	6	28	29	14	15	103
	総 数	61	311	328	666	612	374	310	2,662
平成 21 年度	第1号被保険者	78	281	388	682	572	373	307	2,681
	第2号被保険者	0	9	8	31	19	12	8	87
	総 数	78	290	396	713	591	385	315	2,768

資料：介護保険事業状況報告年報

成果指標と目標値

成果指標	H21（現状値）	H27（5年後）
65歳以上の要介護・要支援認定率	15.5%	14%
お達者サポーターの活動回数（実施場所）	40回／年	80回／年
傾聴ボランティア訪問件数	322件／年	350件／年
いきいきサロン等の組織数（累計）	34件	40件
特定高齢者事業参加実人数（累計）	8人	25人
介護サービス・介護予防サービスの提供事業所（累計）	120事業所	123事業所

今後の取り組み（行政の取り組み）

主な施策	施策内容	担当課
①介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の推進	①－１ 介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の推進	介護保険課 地域福祉課 ふくし総合支援室
	・高齢化の急速な進行に対応するため、3年ごとに介護保険事業計画及び高齢者福祉計画を策定しています。この計画を推進していくため、市民に対する介護保険制度の趣旨および制度の周知啓発、地域で介護を支えるしくみづくりや介護サービス事業所との連携の推進、また、費用負担とのバランスを考慮した介護サービスの充実を図ります。	
②生きがい対策の推進	②－１ 介護予防事業の推進	地域福祉課 ふくし総合支援室
	・高齢者が地域で自立した生活を送り続けることができるよう、身体機能の維持向上を図り、介護予防や健康保持・増進が可能となるよう、効果的な事業の推進を図ります。	
	②－２ 生きがい対策の推進	
	・閉じこもりがちな人が安心して地域で生活していけるよう、傾聴ボランティアを活用し、閉じこもり予防に取り組みます。	
	・いきいきサロンが継続的に運営していけるよう、支援者の養成等維持継続に向け取り組みます。	
	・老人クラブ、シルバー人材センターの自主的な活動を支援していくとともに、高齢者がさまざまな市民活動に自主的に参加できるよう努めます。	
	②－３ 世代間交流の促進	
	・それぞれの地区の活動が自主的で充実した活動となるよう、市内各地区の活動状況等を把握し、情報提供に努めます。	

序
論

基本
構
想

基本
計
画

参
考
資
料
編

主な施策	施策内容	担当課
③在宅福祉サービスの推進	③ー1 介護サービス・介護予防サービスの充実 ・介護に関する市民ニーズの把握に努め、必要なサービスの充実を図るとともに、介護サービス事業者との連携を密にし、研修等さまざまな機会を通じて、介護サービス・介護予防サービスの質の向上に努めていきます。	介護保険課 地域福祉課 ふくし総合支援室
	③ー2 高齢者等虐待の防止・対応 ・高齢者等虐待防止ネットワーク会議や権利擁護専門委員会を開催し、虐待を早期発見するための取り組みを充実させます。	
	③ー3 あんしん見守りネットワークの充実・強化 ・虐待の早期発見・防止、福祉ニーズのある市民の早期発見、徘徊高齢者の安全確保、孤立防止を目的としたあんしん見守りネットワークを強化していくため、協力員研修などを行います。	
	③ー4 住民参加型組織への支援 ・閉じこもりがちで話す機会の少ない高齢者に話す機会を提供し、話し相手となる傾聴ボランティアや、介護予防リーダーとして地域で介護予防の取り組みを推進するお達者サポーター等を養成し、活動を支援します。	
	③ー5 ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯対策 ・増加傾向にあるひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の実態把握に努め、対策を検討し、必要なサービス提供に努めます。また、実態把握や対策の推進等に当たっては、民生委員や社会福祉協議会等との連携に努めます。	
	③ー6 認知症高齢者対策の推進 ・認知症キャラバンメイト養成や認知症サポーター養成等を行い、認知症の人が安心して暮らすことのできる地域づくりを進めます。また、お達者サポーターを活用し、認知症予防に取り組みます。	

(3) 障がい者（児）福祉の充実

基本方針

障がいのある人や子どもが住み慣れた地域で社会参加しながら自立した生活を送ることができるよう、障害福祉サービスの充実や自立と社会参加の促進を図るなど、地域でともに暮らすことのできる支援体制の整備に努めます。

現状と課題

- 平成21年度の障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者が2,635人、療育手帳所持者が325人、精神障害者保健福祉手帳所持者が231人となっています。今後も必要な人に必要なサービスを支給決定するとともに、利用後のモニタリングを適正に実施し、サービスの質的向上を図ることが必要となります。
- グループホーム・児童デイサービス等の社会資源が不足しているため、障害福祉計画に沿って、基盤整備を進める必要があります。また、地域移行を進めるうえで、居住の場や就労の場の確保に向けた取り組みを伊勢志摩障害保健福祉圏域で行う必要があります。
- 障害福祉計画を策定し、相談支援体制を充実させるとともに、障害福祉サービス提供基盤の整備に努めています。障がいのある人が住み慣れた地域で社会参加しながら自立した生活を送るために、地域住民・民間事業所と協働し、公的なサービス以外で障がいのある人を支援していく体制づくりが必要となっています。
- 障がいに対する理解の促進を図るため、当事者団体の活動や取り組みなどの周知を図っています。しかし、障がいに対する理解や意識をさらに深めていくためには、引き続き取り組みを進めていく必要があります。

■身体障がい者（児）の種類別推移

（各年4月1日現在、単位：人）

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
視 覚	185	186	189	200	202
聴 覚	288	298	302	324	338
音声・言語	33	35	40	38	38
肢体不自由	1,218	1,254	1,280	1,365	1,393
内 部 等	540	558	584	637	664
計	2,264 (38)	2,331 (38)	2,395 (40)	2,564 (42)	2,635 (39)

※（ ）内は身体障がい児数

資料：地域福祉課

成果指標と目標値

成果指標	H21（現状値）	H27（5年後）
居住の場の確保（グループホーム等箇所数）（累計）	0 箇所	1 箇所
社会資源の整備（児童デイサービス箇所数）（累計）	2 箇所	4 箇所
雇用促進への取り組み（職親制度の充実）（累計）	2 事業所	3 事業所

今後の取り組み（行政の取り組み）

主な施策	施策内容	担当課
①障害者自立支援法への対応	①－1 障害者自立支援法への対応	地域福祉課
	・国の動向を注視しつつ、障害者計画（障害者基本法）との整合性を考慮しながら、志摩市障害福祉計画（第3期）を策定します。 ・計画の進捗状況を評価し、結果を踏まえて計画の方向性を修正します。特に数値目標や新体系サービス見込量については、サービスの利用状況を踏まえて評価を行います。	
	①－2 生活の質の向上	
	・利用者に適切なサービスを提供するとともに、サービスの質的向上を図るため、施設や事業所のネットワークを構築し情報の共有に努めます。 ・サービス利用後の評価を実施し、公正で適正なサービスの支給決定となるよう努めます。 ・生活全般に関する相談をはじめ、より専門的な相談に対応できるよう、社会福祉士等の専門職を配置した社会福祉法人等に、相談支援機能強化事業を引き続き委託します。	

主な施策	施策内容	担当課
②自立と社会参加の促進	②－１ 自立と社会参加の促進	地域福祉課
	・国の動向を注視し、利用者への情報提供を確実にを行うとともに、制度が変更された場合のスムーズな移行と、サービスが途切れることのないよう支援します。 ・住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、グループホームやケアホーム等、生活の場の確保に取り組みます。 ・積極的に外出できるよう、移動支援事業やコミュニケーション事業等、地域生活支援事業の充実に努めます。	
	②－２ 社会的自立の促進	
	・ハローワーク、特別支援学校、企業、事業所などのネットワークを構築し、福祉施策と雇用施策の効果的な連携を図り、情報を共有しながら雇用を促進します。 ・障がい特性やその人に応じた就労に取り組めるよう、就労移行支援事業をはじめ、就労継続支援事業（Ａ型・Ｂ型）の充実を図ります。	
③地域共生生活の実現	③－１ 障がい者（児）への総合的な支援体制の整備	地域福祉課 ふくし総合支援室
	・総合相談支援システムを整備し、総合相談を通じて地域のニーズ把握に努めるとともに、緊急性の高い事例や困難な事例には、より専門性の高い支援を提供します。 ・地域の課題の共有と対応策の検討、相談支援事業の運営評価などを通して、地域自立支援協議会の機能強化を図ります。	
	③－２ 地域共生生活の実現	
	・障がい者団体や事業所の活動・取り組みを地域に働きかけ、障がいや障がい者への理解を深めます。 ・自治会や社会福祉協議会と連携して、住み慣れた地域で生活できるよう、小地域単位での見守りなどを充実させ、サポートしやすい環境づくりを進めます。	

(4) 社会保障の充実

基本方針

だれもが健やかに安心して生活を送ることができるよう、国民健康保険および後期高齢者医療制度の安定的な運営と充実を図り、公的医療保険の画一性を補完するため福祉医療費助成制度を実施するとともに、一次予防の観点から特定健康診査・特定保健指導を適切に実施します。また、国民年金については、制度の正しい理解を得るための周知啓発に努めます。

現状と課題

- ライフスタイルの多様化にともなう栄養バランスの偏った食生活や運動不足による生活習慣病有病者が増加しており、医療保険財政を圧迫する要因となっています。また、所得に対する医療費の負担が大きい世帯への支援の拡充も求められています。
- 国は医療費の抑制を図るため、生活習慣病の予防を重視する制度改正を行い、本市においても、平成20年3月に志摩市国民健康保険特定健康診査等実施計画を策定しましたが、受診者数が少ないため、一層の周知・啓発活動が必要となっています。
- 国民年金制度は、老後ばかりでなく病気やケガで障がいが残ったときや、家計を支える人に先立たれたときなどの生活を支える柱として、重要な役割を果たしています。しかし、年金をめぐるさまざまな問題が制度への不信感を招いていることは否めません。国民年金制度の正しい理解を得るために各種制度のよりわかりやすい周知啓発を図る必要があります。
- 平成22年4月現在の生活保護世帯数は401世帯（人員585人）で、合併以降も増加傾向が続いており、生活保護法の適正な実施による支援に努める必要があります。
- 戦没者遺族および戦傷病者・旧軍人等の援護については、国家補償の精神に基づき、特別給付金等の適正受給や、対象者の高齢化等も考慮した施策を推進していますが、引き続き、きめ細かな支援が必要です。

■国民健康保険事業の状況

(単位：世帯、人、千円)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
加 入 世 帯 数	14,489	14,536	14,533	11,824	11,518
被 保 険 者 数	30,944	30,227	29,609	21,993	21,539
退 職 者 数	3,401	3,673	4,268	1,342	1,421
老人保健医療給付対象者	7,611	7,282	7,024	—	—
医 療 費	5,483,013	5,557,509	5,803,384	5,867,169	5,883,098
一人あたり医療費(円)	234,990	242,210	256,957	266,774	273,137
保 険 給 付 費	4,048,123	4,183,421	4,416,610	4,341,274	4,331,232
療養給付・療養費	380,966	384,132	402,050	459,818	481,850
高額療養費	24,900	28,150	31,850	28,280	29,440
出産育児一時金	15,000	19,980	26,000	8,100	6,400
葬 祭 費	17,061	17,322	17,989	15,950	15,788
審 査 手 数 料	4,486,050	4,633,005	4,894,499	4,853,422	4,864,710
計	192,262	201,918	216,715	220,680	225,856
一人あたり給付額(円)	2,338,709	2,339,934	2,235,258	1,772,820	1,711,029
保 険 税	75,579	77,412	75,493	80,608	79,439
一人あたり保険税(円)	2,674,713	2,746,912	2,596,360	2,209,165	2,242,778
国 ・ 県 補 助 金	83,437	90,876	87,688	100,449	104,126
一人あたり補助金(円)					

資料：国民健康保険事業年報

■後期高齢者医療保険給付および葬祭費の支給状況(単位：人、千円)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度
被 保 険 者 数	9,077	9,306
保 険 給 付 費	5,001,331	5,801,522
療養給付費	41,784	53,498
療 養 費	38,727	54,818
高額療養費	5,081,842	5,909,838
計	559,859	635,057
一人あたり支給額(円)	24,050	26,550
葬 祭 費		

資料：三重県後期高齢者医療広域連合事業概要

■福祉医療費助成額の状況

(単位:円)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
心身障がい者医療費	59,341,141	60,967,156	66,660,772	71,940,990	80,588,383
65歳以上重度障がい者医療費	63,698,337	65,944,411	70,787,813	68,923,627	71,543,279
一人親家庭等医療費	44,232,168	39,055,276	38,868,482	37,646,991	38,456,856
乳幼児医療費	53,853,889	47,135,407	46,495,880	52,777,292	58,841,607
老人(68・69歳)医療費	873,342	2,366	—	—	—
計	221,998,877	213,104,616	222,812,947	231,288,900	249,430,125

資料：各年度決算

■類型別生活保護世帯の推移

(各年 12 月末現在、単位:世帯、%)

区 分	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
高齢者世帯	130	40.1	143	41.8	152	43.7	156	44.4	187	45.4
一人親世帯	14	4.3	23	6.7	24	6.9	27	7.7	26	6.3
傷病障がい者世帯	155	47.9	152	44.5	152	43.7	149	42.5	164	39.8
その他の世帯	25	7.7	24	7.0	20	5.7	19	5.4	35	8.5
計	324	—	342	—	348	—	351	—	412	—

資料：福祉行政報告例第4表関係より

成果指標と目標値

成果指標	H21 (現状値)	H27 (5年後)
特定健康診査の実施率	24.1%	65%
特定保健指導の実施率	6.4%	45%

今後の取り組み（行政の取り組み）

主な施策	施策内容	担当課
①社会保障制度の 適正な運営	①－１ 国民健康保険等の安定的な運営と充実 ・ 国民皆保険のもと、国民健康保険等医療制度の安定的な運営と充実を図るとともに、制度を補完する福祉医療費助成を実施します。	保険課 健康推進課 市民課 地域福祉課
	①－２ 特定健康診査・特定保健指導の実施 ・ 医師会との連携による健康診査と要指導対象者に対する保健指導を実施するとともに、広報やイベントなどで周知・啓発活動などを行います。	
	①－３ 国民年金制度の周知・啓発 ・ 広報紙による国民年金制度の周知・啓発を行うとともに、日本年金機構と連携をとりながら、年金相談を実施します。	
	①－４ 生活保護法の適正な実施 ・ 生活保護法の適正な実施はもとより、自立支援の観点から関係機関との連携を充実させ、組織的な事業の実施を行います。	
	①－５ 戦没者遺族等の援護 ・ 戦没者の遺族等に対して各種給付金などの事務を行います。	



4-4 子育て支援の充実

(1) 児童福祉の充実

基本方針

少子化の進行や核家族、共働き家庭の増加などの社会状況の変化に対応し、子育て・子育てがしやすいまちをつくるため、志摩市次世代育成支援行動計画（後期計画）に基づき、児童虐待への対応や相談支援の充実、保育サービスの充実などを図ります。また、多様な家庭が安心して子育てができるよう、ひとり親家庭への支援や、志摩市立保育所・幼稚園等再編計画に基づき、児童福祉施設等の施設を整備し、子育て関連施設の活性化を図ります。

現状と課題

- 少子化の進行、核家族や共働き家庭の増加などにより、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子どもへの虐待などの問題も生じています。そのため、子ども家庭支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）により、関係機関が連携して対応を行っていますが、今後、さらに子育て支援対策を充実させ、地域全体で子どもを見守り、子どもの健全育成を行うことが必要となっています。また、あわせてドメスティック・バイオレンス（DV）被害者支援の充実も求められています。
- 本市のひとり親世帯は増加傾向にあり、ひとり親家庭が不安なく、自立した生活を送ることができるよう、就労の援助や家庭生活、養育の支援対策が必要となっています。また、寡婦世帯についても、就労や経済的支援の充実が必要となっています。
- 志摩市立保育所・幼稚園等再編計画に基づき、子育て関連施設の活性化を図るとともに、多様化する保育ニーズに柔軟に対応するため、民間事業所への働きかけも検討し、地域の特性に配慮しながら施設の統廃合を進め、子育て相談や親子の集いの場を提供するなど、保護者の就労と育児の両立支援を図っていく必要があります。
- 児童数の減少により統廃合を検討すべき施設もあることから、地域の実情に応じた児童福祉施設の整備が必要となっています。
- 心理診断機能の拡充など家庭児童相談室の機能強化が求められています。あわせて、発達障がい児支援の充実も求められています。

■就学前児童数および保育所児童数の推移

(単位:人)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
児 童 人 口	9,893	9,551	9,179	8,902	8,469
出 生 数	328	350	351	342	309
就 学 前 児 童 数	2,680	2,523	2,383	2,319	2,193
保 育 所	定 員	1,580	1,580	1,580	1,580
	児 童 数	1,124	1,066	964	917
	3 歳 未 満 児	316	337	297	329
	障 が い 児	31	36	46	50

資料:住民年齢別リスト・保育所運営児童状況(月報)・障害児保育補助金実績報告書

■母子家庭の推移

(各年4月1日現在、単位:世帯)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
母 子 家 庭	585	596	597	621	615

資料:子育て支援課(児童扶養手当受給者世帯数)

■保育所の現状

(平成22年4月1日現在、単位:人、%)

保 育 所 名	定 員	保育士数 ()内は 臨時職員	入所人員						入所率
			総数	0歳	1歳	2歳	3歳	4~5歳	
浜島保育所	90	11(5)	42	0	5	14	23	0	46.7
波切保育所	90	9(3)	53	0	1	11	25	16	58.9
船越保育所	90	5(1)	14	0	0	3	7	4	15.6
大王第三保育所	90	7(3)	31	0	3	8	8	12	34.4
片田保育所	90	5(1)	19	0	1	2	6	10	21.1
布施田保育所	60	4(1)	15	0	3	4	8	0	25.0
和具保育所	90	15(7)	71	1	16	16	38	0	78.9
越賀保育所	80	7(3)	29	0	3	9	5	12	36.3
御座保育所	45	2(1)	9	0	0	4	2	3	20.0
鵜方保育所	60	11(5)	52	0	17	17	18	0	86.7
鵜方第二保育所	100	11(4)	69	0	0	20	49	0	69.0
神明保育所	110	15(7)	94	0	0	21	34	39	85.5
立神保育所	70	8(3)	39	0	6	8	6	19	55.7
志島保育所	45	11(5)	41	0	6	11	11	13	91.1
甲賀保育所	120	12(5)	90	0	0	17	26	47	75.0
安乗保育所	80	8(3)	42	0	5	5	8	24	52.5
ひまわり保育所	120	21(11)	105	3	19	24	29	30	87.5
下之郷保育所	90	11(4)	60	0	6	15	11	28	66.7
ひのでが丘保育所	60	12(7)	47	0	11	12	12	12	78.3
計	1,580	185(79)	922	4	102	221	326	269	58.4

※保育士数内の臨時職員は延長保育補助員を含む。

資料:保育所別入所児童数調べ

成果指標と目標値

成果指標	H21（現状値）	H27（5年後）
子ども家庭支援ネットワークでの個別ケース検討件数	43件／年	50件／年
家庭児童相談室処理件数	347件／年	400件／年
児童館・放課後児童クラブ・子育て支援センターの運営箇所数（累計）	9箇所	14箇所
延長保育の利用人数	222人／年	240人／年
0歳児保育の実施箇所数（累計）	2箇所	6箇所
母子自立支援員相談対応回数	310回／年	340回／年
児童福祉施設（保育所および幼・保一体化施設）の整備事業の実施件数（累計）	1件	6件

今後の取り組み（行政の取り組み）

主な施策	施策内容	担当課
①子育て支援の充実	①ー1 子ども虐待等に対する適切な対応 ・ 早期に気づき、対応するための取り組みや、アセスメント能力を高める取り組みなどにより、子ども家庭支援ネットワークの取り組みを充実させます。 ・ 女性相談員による取り組みを充実させるなど、ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者支援の取り組みを充実させます。	子育て支援課 ふくし総合支援室
	①ー2 相談・指導の充実・強化 ・ 臨床心理士の確保などによる心理診断機能の拡充など、家庭児童相談室機能の強化を図ります。 ・ 関係機関への助言や支援ツールの提供、機関連携のための調整などにより、発達障がい児が在籍する機関等への支援を充実させます。また、今後、発達障がい児の療育についても検討していきます。	

主な施策	施策内容	担当課
①子育て支援の充実	①-3 すべての家庭に対する子育て支援 ・市内のどこにおいても、同じ子育て支援サービスを受けることができる環境をつくり、保護者が就労と育児の両立ができるよう支援します。また、放課後の子どもたちの居場所の充実や、未就園児保護者の子育て相談、親子の集いの場の提供など、地域の子育て支援の充実を図ります。	子育て支援課 ふくし総合支援室
	①-4 保育サービスの充実 ・新施設での特別保育の実施に加え、認可外保育所における特別保育の委託を検討し、地域の保育ニーズに応じた子育て支援の充実を図ります。	
	①-5 地域の見守り体制の充実 ・地域で活動する子育てサポーターを養成し、育児サークルなどで親どうしや地域の大人が地域ぐるみで子どもを育てる環境整備を図ります。	
	②-1 ひとり親家庭等の自立支援 ・高等技能訓練促進費支給事業を実施し、母子家庭等の母が自立するための就職に有利な資格を取得しやすくするための支援に取り組みます。	
②ひとり親家庭等の自立支援		子育て支援課 ふくし総合支援室
③児童福祉施設等の整備	③-1 児童福祉施設の整備 ・公立保育所のみならず、幼稚園教育を一体的に提供する幼保一体化を進めるため、志摩市立保育所・幼稚園等再編計画に基づき、施設の統廃合を進めるとともに、民間保育所の積極的な導入も図ります。	子育て支援課



4-5 人権の尊重

(1) 人権施策の推進

基本方針

志摩市人権施策基本方針に基づき、部落差別をはじめ、さまざまな差別をなくすことをめざし、取り組みを推進します。また、志摩市人権センター（仮称）の設置については、市民との協働のもと、引き続き検討していきます。

現状と課題

- 志摩市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくすことをめざす条例により、平成17年8月に策定した志摩市人権施策基本方針に基づき、総合的な人権施策を推進し、市民と協働した「人権のまちづくり」に努めています。
- 人権問題にかかわる総合相談窓口であり、人権啓発を行っていくための拠点としての志摩市人権センター（仮称）の設置については、引き続き検討が必要となっています。

今後の取り組み（行政の取り組み）

主な施策	施策内容	担当課
①人権施策の推進	①-1 人権施策の推進 ・志摩市人権施策基本方針で示された人権課題について、取り組みを進めます。	人権啓発推進課
	①-2 志摩市人権センター（仮称）の設置検討 ・人権問題にかかわる相談・指導等、行政の窓口としての役割を担うとともに、市民に対して人権啓発を行う拠点として、志摩市人権センター（仮称）の設置の検討を進めます。	

(2) 人権啓発の推進

基本方針

人権に対する市民の意識をより一層高めるため、市内の人権啓発推進ネットワークの拡充を図るとともに、人権啓発を推進する体制を整備し、人権啓発の充実を図ります。

現状と課題

- 平成 17 年8月に志摩市人権啓発推進ネットワーク協議会を立ち上げ、年々組織の拡充を図りながら、総合的な人権啓発の推進に努めていますが、今後もネットワーク拡充のための取り組みが必要です。
- 志摩市人権啓発基本方針に基づき、平成 21 年度において庁内各部署に人権啓発推進リーダーを配置しています。今後は、各部署の実情に即した研修方法を検討し、人権啓発推進リーダーを基軸とした部署内での効果的な研修を進めていく必要があります。

成果指標と目標値

成果指標	H21（現状値）	H27（5年後）
人権啓発推進ネットワーク団体数（累計）	60 団体	80 団体
人権啓発推進リーダー研修会実施回数	1 回／年	2 回／年

今後の取り組み（行政の取り組み）

主な施策	施策内容	担当課
①人権啓発の実施	①－１ 志摩市人権啓発推進ネットワーク協議会の拡充	人権啓発推進課
	・市内の企業、関係機関・団体等が相互に連携し、市全域にネットワークの拡充を図るため、協議会への加入促進に努めます。	
	①－２ 人権啓発を推進するための体制整備	
	・人権啓発推進リーダーの定期的な研修を実施するとともに、各部署において職場内研修の充実強化を図ります。	
	①－３ 人権啓発の充実および生活実態調査の実施	
	・あらゆる人権問題に関する市民の理解と人権のバランス感覚を醸成するため、「人権を考える市民の集い」等の多様な啓発事業を実施します。	
	・個人情報保護法等に留意しながら、あらゆる人権問題に関する市民の生活実態が把握できるよう調査を実施します。	



(3) 人権教育の推進

基本方針

地域社会のなかで温存されている誤った価値観が原因となり、差別問題や人権侵害が引き起こされるなど、個人の基本的な人権が尊重されていない現状が多くみられるため、学校教育や生涯学習などのさまざまな機会を通じて、人権に対する意識をより一層高めるための人権教育を推進するとともに、教職員の研修機会を充実するなど、人権を大切にする環境づくりを推進します。

現状と課題

- 平成17年4月に志摩市人権教育基本方針を策定し、学校教育や生涯学習の場において、人権教育の推進に取り組んでいます。なかでも学校教育では、子どもの発達段階に応じた一貫性のある人権教育の推進と、学校教育と社会教育の連携を図り、総合的な人権教育の推進を検討する必要があります。また、市内すべての幼・小中学校に対し適切な指導助言ができる専門的知識を有する職員を配置することにより、人権教育を具体的・計画的に推進していく必要があります。
- 社会教育においては、人権講座への参加状況等を考えると市民の人権意識の高まりはみられますが、人権講座修了生の地域や職場での活躍の場が少なくなっています。今後も人権教育を難しく感じることをないよう身近な課題を取り上げ、自然に人権感覚が身につくような活動の展開を検討するとともに、市民と協働し人権教育を進めていく必要があります。

成果指標と目標値

成果指標	H21（現状値）	H27（5年後）
指導主事（人権教育担当）の配置人数（累計）	2人	3人
人権教育推進リーダーの養成（累計）	11人	55人

今後の取り組み（行政の取り組み）

主な施策	施策内容	担当課
①人権教育の推進	①－１ 学校教育における人権教育の充実 ・すべての学校において、子どもを主体とする人権教育の充実に努めるとともに、地域ぐるみの推進体制を確立し、総合的・系統的に人権教育を推進します。 ・知的理解にとどまらない人権感覚を十分養っていくため、適切な指導・助言ができる専門的知識を有した人権教育担当の指導主事を配置し、教育環境を充実させます。	生涯学習人権教育課
	①－２ 教育集会所における人権教育、人権啓発の実施 ・すべての事業を通して、子ども、保護者、教職員、地域の人々がともに考え、ともに行動し、可能性を最大限に引き出し、生きる力・人間力を生み出す子どもの育成に努めます。	
	①－３ 社会教育における人権教育・啓発の推進 ・地域社会の実態をとらえ、課題を明確にし、内容や形態に工夫をこらした学習活動や啓発活動を各種団体・サークル等と協働し推進します。	
	①－４ 教職員の研修機会の充実 ・教職員自ら人権意識をみつめ直し、確かな人権感覚を身につけ、教育実践力を高める研修に努めます。	
	①－５ 市民意識調査の実施 ・市民の人権問題に対する意識を把握するために調査を行い、その結果について分析することで、今後の施策の基礎資料とします。	

4-6 男女共同参画社会の実現

(1) 男女共同参画の推進

基本方針

市民一人ひとりが性別に関係なくあらゆる分野において参画し、能力が発揮できる男女共同参画社会の実現をめざし、志摩市男女共同参画推進プランに基づいて市民の意識改革のための啓発に努めます。また、働きやすい環境づくりに向け、職場における男女共同参画の推進や子育て支援・家庭介護支援などについて計画的に取り組むとともに、施策をより一層進めるための条例制定について検討します。

現状と課題

- 平成 18 年3月に『「ひと」を尊重する男女共同参画社会の実現』を基本理念として策定した志摩市男女共同参画推進プランを平成 22 年度に改訂しました。市民一人ひとりが性別に関係なくあらゆる分野において参画し、能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、プランに定めた施策の方向に基づいて男女平等意識の啓発等の取り組みを進める必要があります。
- 志摩市男女共同参画推進懇話会を設置し、男女共同参画に関する施策について審議しています。地域や民間企業、公募による委員を選出し、各分野からの意見を施策に反映するよう努めていますが、今後も関係団体や民間企業をはじめ、庁内関係部署とも連携を深めながら、男女共同参画社会づくりに取り組む必要があります。
- 男女共同参画における施策の進捗は、分野によりばらつきがみられる状況にあります。今後は、雇用の場における男女共同参画の推進や、庁内における審議会、委員会等の女性登用率の増加を図り、施策・方針の意思決定過程での男女共同参画をさらに進めていく必要があります。
- 共働き世帯が増加している一方、それを支援する社会的基盤は十分とはいえない状況にあり、一人ひとりが希望するワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現のため、就業環境の整備や子育て・介護支援について積極的に取り組みを進める必要があります。

成果指標と目標値

成果指標	H21（現状値）	H27（5年後）
審議会・委員会における女性登用率	28.2%	30%
研修会への参加者数	450人／年	600人／年
女性リーダーの数（累計）	11人	20人

今後の取り組み（行政の取り組み）

主な施策	施策内容	担当課
①男女平等意識の啓発	①－1 市民の意識改革 ・男女共同参画をテーマとした講演会や研修会、または広報を通じ、継続的に啓発を進め、固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。	企画政策課
	①－2 暴力・性的いやがらせ等の防止 ・ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメントに関する研修会・講演会を実施するとともに、関係部署と連携し、相談窓口の整備を進めます。	
②男女共同参画社会づくり	②－1 男女共同参画の推進 ・志摩市男女共同参画推進プランに基づき、各種施策・事業の推進に努めるとともに、男女共同参画推進条例の制定についても検討します。	企画政策課
	②－2 女性団体やリーダーの育成 ・地域の女性リーダーの育成や女性の就労・キャリアアップ支援のため、研修会などを開催し、学習の場を提供します。	
	②－3 施策・方針決定過程への男女共同参画の拡大 ・審議会・委員会等における女性登用率をより上昇させるため、各部署への働きかけを積極的に行います。	

主な施策	施策内容	担当課
③働きやすい環境整備	③－１ 職場における男女平等の推進	企画政策課
	・男女雇用機会均等法や労働基準法など関係法令の周知徹底に努めるとともに、研修会や企業訪問などの啓発活動により、男女がともに働きやすく、互いの能力が発揮できる職場環境づくりをめざします。	
	③－２ 子育て支援・家庭介護支援	
	・家庭と仕事の両立支援のため、関係部署との連携を図り、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取り組みを進めます。	



